

勝央町畑屋地区防災計画



令和3年2月

畑屋地区自主防災組織

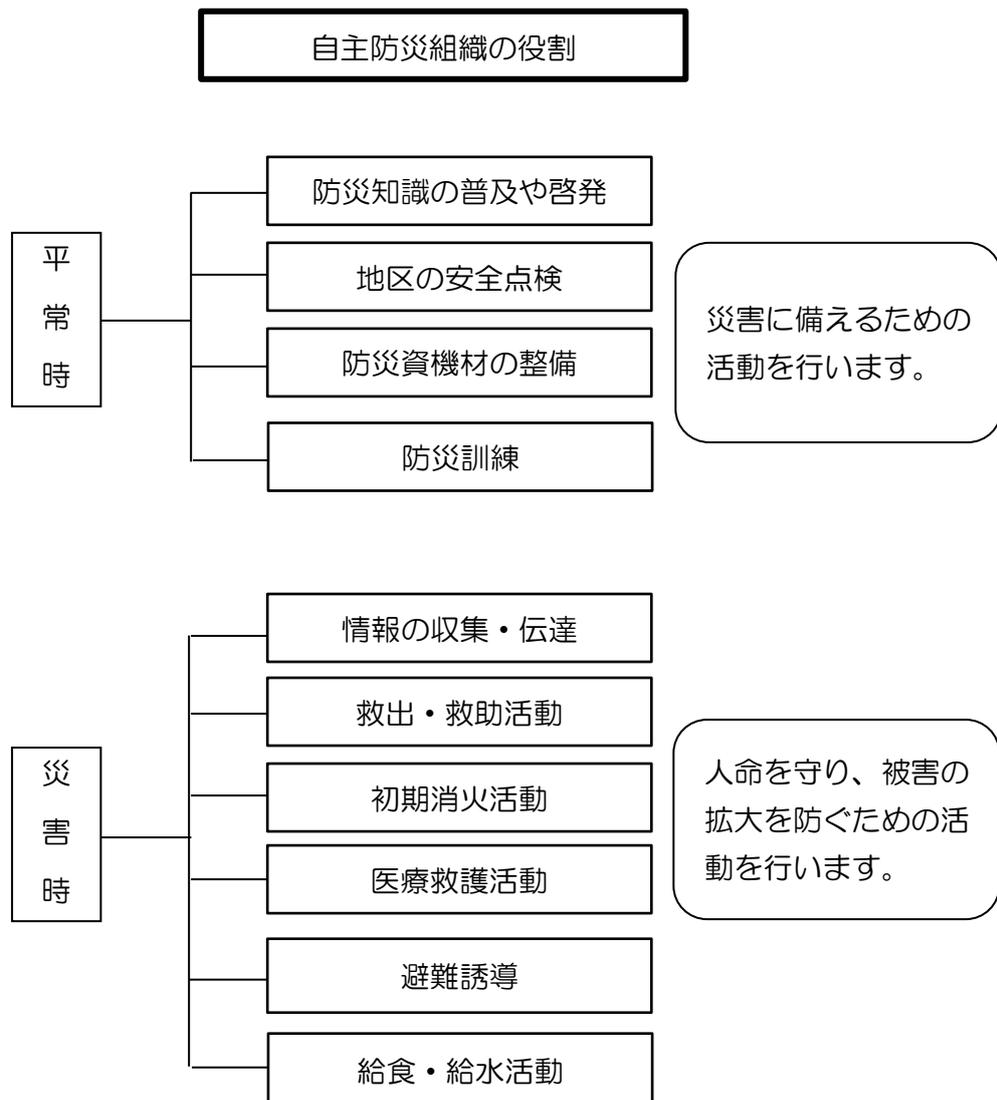
1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「畑屋地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「畑屋地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

勝央町	常会名
畑屋	七十
	中土居
	日南平
	新屋敷
	五反田
	下東
	笠尾

(2) 計画策定主体

「畑屋地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所 在	世帯数等 (R3.2.1 現在)
畑屋地区自主防災組織	勝央町畑屋	114 世帯 257 人

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

畑屋地区は町の南部に位置し、町の中央部を北から南に貫流する滝川の流域に広がる盆地と、それを取り巻くなだらかな丘陵地が農用地として利用され、その周辺に集落が形成されています。防災重点ため池が地区内に3箇所あり、現在の畑屋地区コミュニティ（避難所）についても浸水の危険があり第2第3の避難所の選定、安全な避難路の確保が課題となっている。

また、地区内の高齢化、一人暮らしの世帯が増えてきており、高齢者世帯の見守りなど、防災、防犯面での不安も生じてきている。

(2) 予想される災害

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
 - ・滝川の氾濫や堤防の決壊による水害、土砂災害
 - ・暴風による建物の損傷・倒壊、倒木等による通行止め、停電
 - ・がけ崩れ
 - ・防災重点ため池（本谷池・木橋池・才の谷池）の決壊による家屋の浸水、土砂災害
 - ・局地風である広戸風による農作物、建物の損壊被害

- 地震による災害
 - 勝央町に大きな被害が予想される地震とその震度等
 - ◎断層型地震（断層名）
 - 山崎断層：町内最大震度 6弱
 - 那岐山断層：町内最大震度 6弱
 - ◎南海トラフ地震：町内最大震度 5強

 - ・家屋の倒壊や火災
 - ・がけ崩れ
 - ・滝川の堤防の決壊、畑屋橋の損壊
 - ・防災重点ため池（本谷池・木橋池・才の谷池）の決壊による家屋の浸水、土砂災害
 - ・液状化

4 災害配備の流れと避難準備

主な災害等の状況	勝央町災害対策 (警戒) 本部の動き	畑屋地区自主防災組織 対策本部の動き	地区住民の動き
<p>警戒レベル2</p> <p>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>準備体制</p>		<p>ハザードマップ等により災害が想定されている区域や避難先、避難経路を再確認してください。</p>
<p>警戒レベル3</p> <p>暴風・暴風雪・大雨・洪水警報のひとつ以上が発表されたとき 氾濫警戒情報が発表されたとき 震度4以上の地震発生</p>	<p>初動配備 (2班体制)</p>	<p>区長は対策本部を設置(畑屋コミュニティ)状況により第2本部も検討する。 区長は構成員に連絡</p>	<p>避難準備・高齢者等避難開始を発令(勝央町が発令)する目安となる。町からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意し、高齢者等の避難に時間を要する人は、<u>地区で決めた避難所か、指定緊急避難所</u>などへ避難を開始して下さい。</p>
<p>警戒レベル4</p> <p>土砂災害警戒情報・氾濫危険情報発表 局地的豪雨発生</p>	<p>非常配備 (1次・2次)</p>	<p>災害の規模が大きく、対応が必要と判断した場合は、構成員に招集をかける。 自主防災会議の開催</p>	<p>避難勧告・避難指示(緊急)を発令(勝央町が発令)する目安となる。町からの避難勧告。避難指示(緊急)の発令に留意し、速やかに避難行動をとってください。避難が難しい場合は、安全な場所や、建物内のより安全な部屋に移動してください。</p>
<p>警戒レベル5</p> <p>町内で災害が発生 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される 大雨特別警報・氾濫発生情報発表 震度5強以上の地震が発生</p>	<p>非常配備 (3次)</p>	<p>各班への協力も必要と判断した場合には、各班の班長から担当部員に連絡。</p>	<p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守る最善の行動をとってください。</p>

5 活動内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

才 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区に必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

6 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

組織名称等	地区の状況		
畑屋地区 自主防災組織	世帯数：114 人口：257	事業所数： - 従業員数： -	
1 組織の体制	役員		備考
	本部長（区長）		
	副本部長（副区長）		
2 避難場所等	施設名	電話番号	備考
	畑屋コミュニティ		地区第1避難所
	畑屋神社（想定）		地区第2避難所
	総合保健福祉センター	38-7102	町避難所
	勝間田小学校	38-3188	町避難所
	勝央町公民館	38-1753	町避難所
	ファーマーズ	38-1234	町避難場所
3 緊急時の 連絡先	連絡先		電話番号
	勝央町役場（対策本部）		38-3111
	勝央町役場 産業建設部		38-3113
	勝央町役場 上下水道部		38-3117
	津山圏域消防組合東消防署		21-0119
	さとう記念病院		38-6688
	小坂田医院		38-2043
	大村医院		38-2058
	小林医院		38-2008
	太平台医院		38-5775
	美作警察署 勝間田交番		38-2666
	中国電力 津山営業所		0120-410-774
	災害用伝言ダイヤル		171
	NTT 西日本（故障問い合わせ）		0120-248995
4 その他 特記事項			

(2) 活動体制

班 編 成

班名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	区長 副区長 前区長 前副区長	全体調整 関係機関との事前 調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把 握
情報班	書記 評議委員	啓発・広報	公共機関等からの情報収 集・伝達
消火班	自警団	器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリ レーなどによる初期消火
救出・救護班	自警団	資機材・器具の 整備・点検	負傷者の救出・応急手当・ 救護所等への搬送
避難誘導班	各常会長	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	栄養委員 ふれあいの会	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水 活動
福祉班	民生委員 愛育委員 社会福祉評議員 福祉推進委員	要配慮者（避難行 動要支援者）の支 援体制の整備	要配慮者（避難行動要 支援者）への支援

※防災士:防災活動に対する助言、防災士としての知識・技能を活かした防災意識の啓発

■備えておきたい防災用品

★最低 3 日分の水、食料などは自分で準備する（推奨 7 日分）

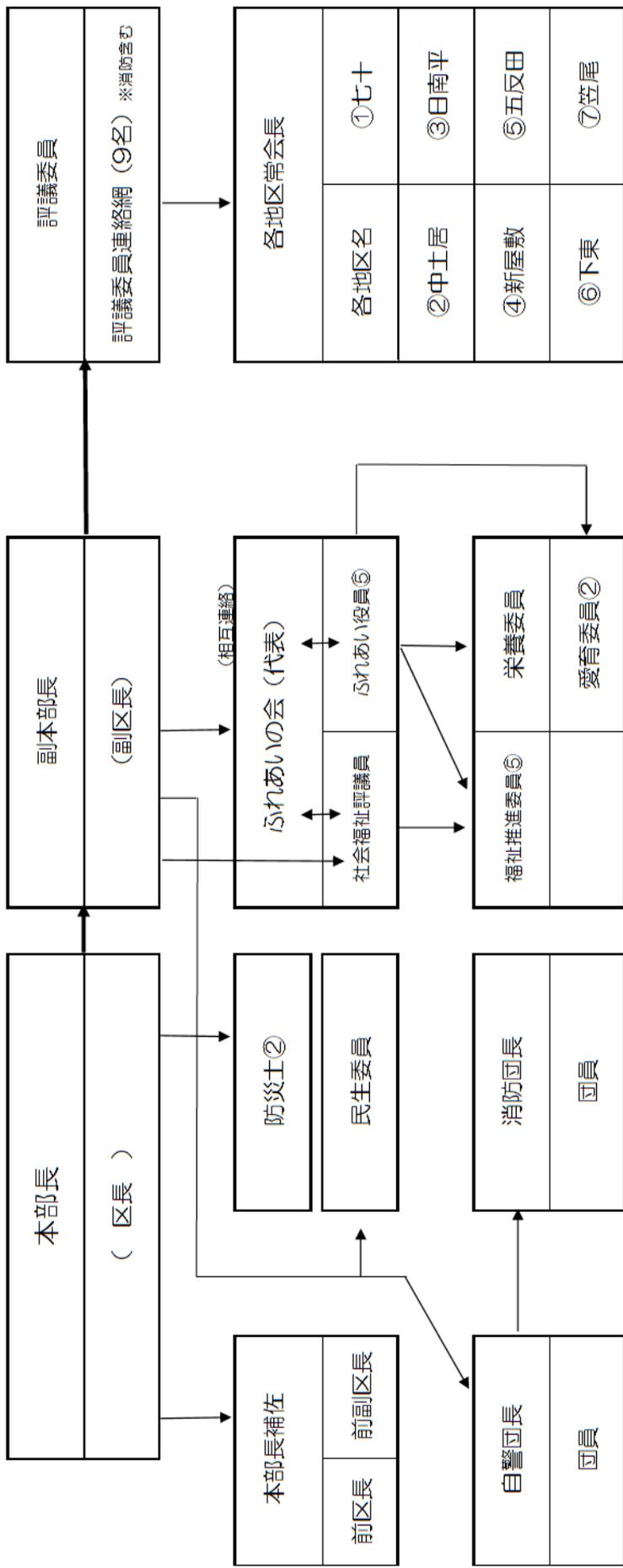
- ・飲料水 3日分（1人1日3ℓが目安）
- ・非常食 3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、乾パン、ビスケットなど
- ・救急用品 ばんそうこう、消毒液、常備薬など
- ・貴重品 預金通帳、印鑑、健康保険証など
- ・懐中電灯 ・携帯ラジオ ・予備電池 ・携帯充電器 ・ヘルメット ・軍手
- ・マスク ・ポリ袋 ・タオル ・ティッシュ など

★非常食になりそうなものを買置き、使ったら買い足しておきましょう
(ローリングストック)



(3) 地区の連絡網

畑屋地区自主防災組織連絡網・基本図式 【令和3年2月現行】



備考

- 評議員へは通常の連絡網で連絡し各常会長へはそれぞれ担当委員が連絡する。
- 自警団・消防団は、自前の連絡網により団員へ連絡する。
- 個別電話連絡網は、本表に基づき個人名等を記入する。

(4) 防災資機材等

ア 保有防災資機材

名称	物資名	数量	備考
畑屋多目的研修集会所 (畑屋コミュニティ)	土のう袋		下駄箱、外大倉庫
	充填用スツブ、スツブ		外大倉庫
	メガホン	2個	集会所内
	土のう用真砂土		敷地内
	飲料セット		集会所内
	消毒液（手指消毒）	2L	集会所内
	LEDライト	2個	集会所内
	マスク（不織布）	500枚	集会所内
	災害用毛布	20枚	集会所内
	非接触体温計	2個	集会所内
	パーテーション	8枚	集会所内

資機材整備の例（今後整備しておきたい物）

目的	資機材
①情報収集・伝達	携帯用ラジオ、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック等
②初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ等
③水防	ブルーシート、つるはし、ロープ、かけや、くい、ゴム手袋等
④救出	バール、はしご、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤救護	担架、救急箱、テント、シート等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、投光器、寝袋等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ、映写機等）、住宅用訓練火災警報器等
⑨その他	簡易機材倉庫、携帯電話機用充電器 簡易トイレ等

(5) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、町や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む）
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急訓練
- エ 給食・給水訓練
- オ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(6) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	自警団	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	自警団	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	各常会長	避難経路の点検（整備）	随時
給食・給水班	栄養委員 ふれあいの会	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

(7) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期（目標）
福祉班	民生委員	支援体制・方法の検討・整理	
	愛育委員	対象者の把握	
	社会福祉評議員	個別計画の作成	
	福祉推進委員	定期的な個別計画の見直し	

自分たちの地域は自分たちで守る

勝央町畑屋地区防災計画

作成：畑屋地区自主防災組織